

資料編

▶ 指標数値の算出方法

■ 5つのプラン

プラン	施策	指 標	算 出 方 法
1 ：健 や か に い き る	1	健康寿命(平均自立期間)の延伸(男性)	平均寿命 — 平均不健康期間(要介護2～5の期間) ※国民健康保険中央会の国保データベース(KDB)システムから数値を抽出
		健康寿命(平均自立期間)の延伸(女性)	
		精密検査受診率	保健総務課で実施している胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がんの各がん検診精密検査受診者数の合計／各がん検診要精密検査数の合計×100
		健康の維持、増進に取り組める環境が整っていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市内には、生活習慣・運動習慣の改善に取り組んだり、各種健診や予防接種を受ける環境が整っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	2	待機児童数(保育園)	各年4月1日の保育園の待機児童数
		待機児童数(放課後児童クラブ)	各年5月1日の放課後児童クラブの待機児童数
		乳幼児健康診査の受診率	4か月・1歳6か月・3歳児の各健康診査受診者数の合計／当該健康診査対象者数の合計×100
		安心して子育てができていると思う人の割合	市民アンケート調査で「自分の家庭では、安心して子育てができている」と答えた人数／アンケート回答総数(※)×100 ※家庭に中学生以下の子どもがいる人対象
	3	市立病院の医師の充足率	各年4月1日の医師数／各年4月1日の必要な医師数×100
		市立病院の看護職員の充足率	各年4月1日の看護職員数／各年4月1日の必要な看護職員数×100
		地域医療機関から市民病院への紹介率	他の医療機関からの紹介患者数／初診患者数×100
		必要な時に必要な診察や治療を受けることができていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市内の病院や診療所で、必要な時に必要な診察や治療を受けることができている」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	4	認知症サポーター養成講座の累積受講者数	平成20年度以降の認知症サポーター養成講座の累積受講者数
		地域の高齢者が出かけたいような通いの場の箇所数	おでかけ広場、ふれあいクラブ、ふれあい・いきいきサロン、地域の通いの場の箇所数
		65歳以上で介護サービスを利用している人の割合	各年度9月に介護サービス(居宅、施設、地域密着型、総合事業(平成29年度以降))を利用した65歳以上の人数／各年度9月末現在の65歳以上の人口×100
		高齢者への福祉サービスが整っていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、高齢者が安心して暮らすことができる福祉サービスが整っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	5	グループホームで生活している障害者の人数	障害福祉課で把握している各年度3月における当該施設の利用者数
		民間企業等へ就職した障害者の人数	愛知県で把握している、障害者施設から県内の民間企業等へ就職した市内の障害者数
		療育支援を受けている障害児の人数	障害福祉課で把握している各年度3月における障害児通所支援事業の利用者数
		障害者への福祉サービスが整っていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、障害のある方への福祉サービスが整っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数(※)×100 ※障害者および周りに障害者がいる人対象

プラン	施策	指 標	算 出 方 法
2 ：快適にくらす	6	市民一人あたりの一日のごみの排出量	1年間のごみと資源の総搬入量・回収量／年間日数／人口
		ごみのリサイクル率	資源化量(収集資源・町内回収資源・集団回収・拠点回収・中間処理)／1年間のごみと資源の総搬入量・回収量
		最終処分場の利用可能残余年数	前年度末処分場残容量(m ³)／各年度埋立予定量(m ³)
		ごみの適正な分別やリサイクルが行われていると思う人の割合	市民アンケート調査で「自分の住んでいる地域では、ごみの適正な分別やリサイクルが行われていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	7	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)	一宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)および国が定める策定マニュアルに基づき算出 ※国、県の公表データに基づき算出するため、表示年度と実績年度は異なります。
		地球温暖化防止に対する意識が市民に浸透していると思う人の割合	市民アンケート調査で「自分の周りでは、環境にやさしい生活が意識されていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	8	環境に関する講座などの開催回数	環境学習講座など環境に関連した学習機会の回数
		エコスクール運動参加者の環境意識向上度	エコスクール運動アンケート調査で「以前より『地球にやさしい行動』をするようになった」と答えた児童・生徒数／エコスクール運動参加校数×60人(※)×100 ※実施校で各60人にアンケートを実施
		環境問題を学習したり講座等を受講したことがある人の割合	市民アンケート調査で「今までに環境問題を学習したり、テーマにした講座や講演を受講したことがある」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	9	都市公園等面積	公園緑地課で集計する都市公園一覧表から算出
		水辺空間を活用したイベントの参加者数および施設の利用者数	138タワーパークのイベント期間中の入園者数と、木曽川河川敷の公園のイベント参加者および施設利用者数の合計
		水と緑に親しめる場やイベントがあると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、水と緑に親しめる場やイベントがあると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	10	ポイ捨てごみの清掃活動の参加人数	環境政策課で把握している清掃活動の参加人数
		典型7公害の苦情件数	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の公害を受けた市民からの相談件数
		下水道普及率	下水道供用開始区域内の人口／人口×100
		生活環境が良好であると思う人の割合	市民アンケート調査で「自分の住んでいる地域の生活環境は、良好であると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	11	住宅の耐震化率	新耐震基準で建設された住宅および旧耐震基準の住宅で耐震補強した住宅の総数／住宅総数×100
		木造住宅解体工事費の補助件数	木造住宅解体工事費を補助した件数
		空き家率	総務省「住宅・土地統計調査」での空き家率(5年ごとに把握)
		住宅の耐震化や空き家対策が行われていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、耐震化への支援や空き家対策がなされていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	12	市内バスの年間利用者数	市内を運行しているバス(名鉄バス、iーバス)の利用者数の各年度の合計
		市内の公共交通網が充実していると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市内のバスや鉄道などの公共交通網は、充実していると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	13	歩行者・自転車関連の交通事故件数	市内における、歩行者・自転車が関連した交通事故の発生件数
		歩行者や自転車が、安心して通行できていると思う人の割合	市民アンケート調査で「普段利用している道路では、歩行者や自転車が安心して通行できていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100

プラン	施策	指 標	算 出 方 法
3 ：安全・安心を高める	14	基幹管路の耐震管率	基幹管路耐震管延長／基幹管路総延長×100
		主要橋梁 ^{きょうりょう} の耐震化率	耐震対策済橋数／主要橋梁の橋数×100 (主要橋梁：一宮市地域防災計画に位置づけられた橋梁)
		ガス管の耐震化率	震度6程度の地震に耐えられる低圧管の延長／低圧管の総延長×100
		災害に強いまちづくりができていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、災害に強いまちづくりができていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	15	自主防災リーダー研修会の累積修了者数	自主防災リーダー研修会の累積修了者数
		あんしん・防災ねっと登録件数及び一宮市防災ツイッターフォロワー数	あんしん・防災ねっとの緊急メール登録件数と一宮市防災ツイッターのフォロワー数の合計
		地震や風水害に対する備えができていると思う人の割合	市民アンケート調査で「地震や風水害等のときに自分の身を守るための備えができている」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	16	消火・消防訓練実施率(町内会単位)	防火防災訓練実施届出書に基づく訓練を実施した町内会の数／全町内会数×100
		応急手当の実施率	バイスタンダーCPR(※)実施件数／心肺停止傷病者搬送人数(救急隊による目撃を除く)×100 ※救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)が、心肺蘇生法を行い応急手当をすること
		消防・救急体制が整っていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、火災予防の啓発や迅速な消火活動、救急活動ができていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	17	交通事故による死者数	各年12月31日までの交通事故による死者数
		交通事故による負傷者数	各年12月31日までの交通事故による負傷者数
		運転免許証を自主返納した高齢者数	各年度3月31日までの市民協働課での高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書の受理人数
		交通事故の危険を感じることなく生活できている人の割合	市民アンケート調査で「自分の住んでいる地域や普段の生活で、交通事故の危険を感じることなく生活できている」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	18	犯罪認知件数(刑法犯)	各年12月31日までの刑法犯(殺人、強盗、窃盗などの刑法上の犯罪)の認知件数
		町内会等が設置した防犯カメラの補助台数	各年度3月31日までに町内会等が設置した防犯カメラの補助台数
		自主防犯パトロール隊数	一宮市民パトロール隊に登録している団体数
		犯罪への不安を感じることなく生活できている人の割合	市民アンケート調査で「自分の住んでいる地域や普段の生活で、犯罪への不安を感じることなく生活できている」と答えた人数／アンケート回答総数×100

プラン	施策	指 標	算 出 方 法
4 ： 活 力 を 生 み だ す	19	中小企業振興融資の助成件数	中小企業振興融資を実行した事業者に対し、信用保証料の一部を助成した件数
		法人数	市税統計で公表される法人総数
		奨励金を交付した企業の新增設の累積件数	新設・増設をした事業者に対し、企業立地奨励金を交付した件数
		既存産業や次世代産業が育っていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、既存産業や次世代産業が育っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	20	就職支援フェア来場人数	就職支援フェアの各種相談やセミナー、説明会に参加した人数
		市内の企業で働いている60歳以上の高齢者の割合	各年度3月31日現在就労している60歳以上（臨時職員含む）の人数／各年度3月31日に就労している人（臨時職員含む）の人数×100（各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施）
		就労支援を必要とする人への支援がなされていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市では、就職したい人が、相談できる環境やマッチング機会が整備されていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	21	育児休業取得率（男性）	市内の事業所で、育児休業を取得した従業員数／対象となる子を養育している従業員数×100（各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施）
		育児休業取得率（女性）	
		就職を希望する女性の就職率	ハローワーク一宮での職業相談業務にて受け付け、就職できた女性の数／相談業務にて受け付けた女性の数×100
		性別に関係なく活躍の機会が与えられていると思う人の割合	市民アンケート調査で「自分の周りでは、性別に関係なく活躍の機会が与えられていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	22	新規就農者数	認定新規就農者、新規認定農業者、新規家族経営協定による就農数の合計
		農地の集積率	利用権・中間管理権・特定農作業受委託契約で設定され集積された面積（㎡）／全農地面積（㎡）×100
		市内の農産物に愛着を感じている人の割合	市民アンケート調査で「市内産の農作物を率先して買いたい」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	23	市（周辺部）の都市計画道路の整備割合	市（周辺部）の都市計画道路の整備済延長（m）／市（周辺部）の都市計画道路の計画延長（m）×100
		幹線道路が整備されていると思う人の割合	市民アンケート調査で「市内の主要な箇所や近隣の市町とを結ぶ道路が整備されていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100

プラン	施策	指 標	算 出 方 法
5 ： 未 来 の 人 財 を 育 て る	24	子ども・若者総合相談窓口の相談者数	子ども・若者総合相談窓口で受けた電話・面談・訪問相談のうち対象者が30歳未満である場合の相談者の実人数（継続の相談者は、1回のみ計上）
		初発型非行の検挙人数	一宮警察署管内の非行少年等の補導概況のデータのうち、刑法犯少年の初発型非行の4罪種（万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領）の検挙人数
		子ども会事業の実施数	一宮市児童育成連絡協議会が関連する子ども会事業およびジュニアリーダー事業での各種行事、研修会、派遣等の実施数の合計
		子どもたちが健全に育つ環境が整っていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、自分の周りの子どもたちにとって健全に育つ環境が整っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	25	屋内運動場のトイレの洋式化率が50%以上の学校の割合	屋内運動場のトイレの洋式化率が50%以上の市立小中学校数／市立小中学校数（61校）×100
		学校の施設が快適だと思う小・中学生の割合	小学5・6年生および中学生対象の生活などの調査で「学校の校舎や屋内運動場は、快適だと思う」と答えた児童・生徒数／アンケート回答総数×100
	26	教員の情報機器活用研修の履修率	研修を履修した教職員数／総教職員数×100（各年度ごとの集計）
		英語テストで8割以上正解できた児童の割合	英語テストで8割以上正解できた小学3・4年生の児童数／小学3・4年生の全児童数×100
		特色ある教育活動が行われていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、今の時代に合った特色のある教育活動が行われていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	27	スポーツ活動をする市民の数	市内の公共スポーツ施設の利用者数
		スポーツ指導者およびスポーツボランティア登録者数	資格取得のための講習会参加者数、スポーツ指導者数、ボランティア登録者数の合計
		スポーツに親しむ機会が多くあると思う人の割合	市民アンケート調査で「スポーツをしたり、観たり、スポーツをする人を支援するなど、スポーツ活動に触れる機会が多くあると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	28	無形文化財・無形民俗文化財の保存を担っている人の数	愛知県・一宮市指定文化財における保存会および一宮民俗芸能連盟加盟団体である保存会の人数
		博物館等の入館者数および催事参加者数	博物館・三岸節子記念美術館・尾西歴史民俗資料館・木曽川資料館の年間入館者数、「一宮市美術展」・「いちのみや民俗芸能のつどい」をはじめとする文化団体委託事業・民俗芸能伝承推進事業の出品者・出演者・観覧者・受講者数、生涯学習出前講座（博物館・三岸節子記念美術館・尾西歴史民俗資料館受付分）の参加者数の合計
		市の歴史や文化・芸術に親しむ機会があると思う人の割合	市民アンケート調査で「市の歴史や文化・芸術に親しむ機会がある」と答えた人数／アンケート回答総数×100

■ 2つのマネジメント

マネジメント	施策	指標	算出方法
1 人と呼ばれるまちづくり シティプロモーション	1	直近5年間の人口の社会増減累計	直近5年間の社会増減数(各年12月31日現在の年間転入者数－年間転出者数)の累計
		若年層の人口構成比	一宮市の年齢別人口のうち、25～39歳の市民の割合(各年4月1日時点)
		子育て世代が暮らしやすいまちづくりが出来ていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、子育て世帯に住みたいと思われるまちづくりが出来ていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	2	一宮市の認知度	「地域ブランド調査 ハンドブック」の「調査全国ランキング(認知度)」での一宮市の順位
		主要観光イベントの来客者数	「おりもの感謝祭一宮七夕まつり、国営木曽三川公園三派川地区センターイベント(年4回)、一宮市びさい夏まつり、びさいまつり、チンドン祭り(年2回)、ホワイトイルミネーション、一豊まつり」の7つの各イベントの来場者数の合計
		魅力があるまちだと思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、市外から人が訪れたい魅力のあるまちだと思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
2 持続可能で未来につなげる	3	経常収支比率	経常経費充当一般財源等／(経常一般財源等歳入合計＋減収補てん債特例分＋臨時財政対策債)×100
		実質公債費比率(3か年平均)	$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \times 100$ A: 地方債の元利償還金 B: 地方債の元利償還金に準ずるもの C: AとBに充当される特定財源 D: AとBに係る普通交付税の基準財政需要額に算入された額 E: 標準財政規模
		市税徴収率	(市税収入額－還付未済額)／市税調定額×100
		健全な財政運営に努めていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市は、無駄遣いを減らして適切にお金を使っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
		公共建築物(企業会計を除く)の延べ床面積縮減率	「施設のあり方計画」等に記載されている延べ床面積(令和2年度末)からの縮減率
	4	公共施設が適切に管理されていると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市内の公共施設が適切に管理され、利用しやすいと思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
		オープンデータ公開件数	オープンデータカタログサイトで公開したオープンデータの件数
		電子申請で受け付けた手続数	ぴったりサービス及びあいち電子申請・届出システム等にて受付を実施した手続数
		キャッシュレス決済を利用した税の納付件数	キャッシュレス決済を利用した市税等の納付件数
	5	一宮市のインターネット関連のサービスが充実していると思う人の割合	市民アンケート調査で「市のインターネットを使ったサービスが充実していると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100
		市公式ウェブサイトのアクセス件数	市公式ウェブサイト内への総アクセス件数
		オープンデータ公開件数	オープンデータカタログサイトで公開したオープンデータの件数
		市からの情報を適切に入手できていると思う人の割合	市民アンケート調査で「市の広報紙や市のウェブサイトなどから、知りたい情報を知りたいときに得られている」と答えた人数／アンケート回答総数×100
	6	無作為選出制度における名簿登録者の割合	無作為選出制度(※)の登録者数／無作為選出制度の登録案内数×100 ※市民参加の推進のため、会議への参加等や、各種委員への委嘱等を、無作為に選出した市民にお願いする制度
		「一宮市SDGsパートナー制度」を通じた官民連携事業数	「一宮市SDGsパートナー制度」のパートナー、サポーターと市が連携して行った講座や研修、イベントなどの数
		市民と市が協力してまちづくりに取り組んでいると思う人の割合	市民アンケート調査で「一宮市では、住みよいまちを実現するために、市民と市が協力して取り組んでいると思う」と答えた人数／アンケート回答総数×100

算出方法中の事業担当課等の名称は令和5年3月末現在のものです。

▶ 関連する個別計画一覧

● 第2次健康日本21いちのみや計画

関連: プラン1 施策1

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、生涯を通じて全ての市民が健康で幸せに過ごせるよう、健康づくりを推進するための計画。栄養・食生活、身体活動・運動など9つの分野別に「市民のめざすべき姿」を掲げ、その達成に向けた取組をまとめたもの。

● 第2期一宮市国民健康保険データヘルス計画 (含 第3期一宮市特定健康診査等実施計画)

関連: プラン1 施策1

国民健康保険の被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目的とし、診療報酬明細書や特定健康診査等のデータに基づき、効率的かつ効果的な保健事業を実施するための計画。

● 第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画

関連: プラン1 施策2、プラン5 施策24、マネジメント1 施策1

未来を担う一人一人の子どもが健やかに成長するまちづくりを目指すため、幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援事業の計画的な提供体制確保の方法を定めるとともに、子育て支援や次世代の育成についての基本的目標や方向性を明らかにした総合的な計画。

● 一宮市病院事業経営強化プラン(令和6～令和9年度)

関連: プラン1 施策3

総務省が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づく経営強化プラン。公立病院の役割・機能を明確化し、連携を強化することや働き方改革への対応、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組などを明記したもの。

● 一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画

関連: プラン1 施策2・4・5

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を明記するとともに、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、地域共生社会の実現に向けた取組推進のための「地域福祉計画」と、地域福祉の実現に向け、社会福祉協議会が中心となって推進する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

また、誰一人として取り残さない包摂的な社会の実現に向け、「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「再犯防止推進計画」を包含したもの。

● 第8期一宮市高齢者福祉計画(含 介護保険事業計画) ～思いやりライフ21プラン～

関連: プラン1 施策4

介護保険制度等の改正、高齢者福祉行政を取り巻く状況の変化および高齢化の進展に伴う諸課題に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための計画。

● 第3次一宮市障害者基本計画 (含 第6期一宮市障害福祉計画、第2期一宮市障害児福祉計画)

関連: プラン1 施策5

障害のある人の自立および社会参加の支援等のための総合的な計画。障害者施策の計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定めるとともに、障害のある人および障害のある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用見込量を把握し、その提供体制の確保策を定めたもの。

● 一般廃棄物処理基本計画

関連: プラン2 施策6・10

長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理とリサイクルの推進を図るための計画である「ごみ処理基本計画」と、環境の保全と公衆衛生の確保を目的とし、生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定める「生活排水処理基本計画」を一体的に策定した計画。

● いちのみや気候変動対策アクションプラン2030

関連: プラン2 施策7

温室効果ガスの排出量の削減と、今後予想される気候変動による影響の軽減のため、市民・事業者・行政が連携して取り組むための総合的な計画。市全域で気候変動対策に取り組むことで、地球にやさしい、持続可能な脱炭素社会を目指していくとともに、市民がライフスタイルを見直し、将来の世代に誇れる住みよいまちを作り上げていくことを目的としたもの。

● 第2次一宮市環境基本計画

関連:プラン2 施策8・10

一宮市環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全および創造に関する施策を推進するための計画。「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を目指すべき環境像とし、その総合的かつ計画的な推進のための具体的な施策をまとめたもの。

● 一宮市緑の基本計画

関連:プラン2 施策9

緑地の適正な保全や緑化を推進するための計画。緑地の保全、公園の整備、民有地の緑化の推進など、緑について全般的に、将来あるべき姿とそれを実現するための施策をまとめたもの。

● 一宮市公園施設長寿命化計画

関連:プラン2 施策9

都市公園施設の計画的な維持管理の方針を明確にし、施設ごとの更新予定時期や内容などを示した計画。施設の機能ごとに維持管理水準を設定し、機能保全とライフサイクルコスト(※)の縮減を目指すもの。

※施設の設計・建設から、維持管理、解体・撤去まで、その施設にかかるすべての費用のこと。

● 一宮市景観計画

関連:プラン2 施策9

良好な景観の形成に関する計画。景観計画区域(市全域)における、基本方針やゾーン別景観形成の方針・配置・形態・意匠・色彩などの景観形成基準を定めたもの。

● 一宮市農業振興地域整備計画

関連:プラン2 施策9、プラン4 施策22

農業振興地域において、農用地として利用すべき土地の区域やその区域内にある土地の農業上の用途区分、農業生産基盤の整備に関する事項、総合的に農業の振興を図るために必要な事項などを定めた計画。

● 一宮市公共下水道事業計画

関連:プラン2 施策10

家庭等から出る汚水の処理や大雨時の浸水対策などの下水道事業を実施するための計画。主に市の中心部に位置する東部処理区および西部処理区における下水道施設の新規設置や既存施設の改築更新を行うための具体的な事業内容をまとめたもの。

● 五条川右岸流域関連一宮市公共下水道事業計画

関連:プラン2 施策10

家庭等から出る汚水を処理する下水道事業を実施するための計画。主に市の東側に位置する五条川右岸処理区における下水道施設の新規設置や既存施設の改築更新を行うための具体的な事業内容をまとめたもの。

● 日光川上流流域関連一宮市公共下水道事業計画

関連:プラン2 施策10

家庭等から出る汚水の処理や大雨時の浸水対策などの下水道事業を実施するための計画。主に市の西側に位置する日光川上流処理区における下水道施設の新規設置や既存施設の改築更新を行うための具体的な事業内容をまとめたもの。

● 一宮市都市計画に関する基本的な方針
(一宮市都市計画マスタープラン)

関連:プラン2 施策11、プラン4 施策23

用途地域(※)等の土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設および土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画等の方向性を定めた方針。

※住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

● 一宮市立地適正化計画

関連:プラン2 施策11

人口の急激な減少と高齢化が進展する中であっても、高齢者をはじめとする住民が安心して便利に暮らせるよう、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づき持続可能なまちづくりを推進する計画。

● 一宮市空家等対策計画

関連:プラン2 施策11

空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。空き家化の予防、発生の抑制、空き家等の利活用の促進など、空き家対策を推進するもの。

● 一宮市建築物耐震改修促進計画(改訂版)

関連:プラン2 施策11、プラン3 施策14

地震による建築物の被害および地震に起因する人命や財産の損失を未然に防止するための計画。減災目標の実現に向け、計画的な耐震化を促進するため、具体的な目標と取組方法をまとめたもの。

● 一宮市公共交通計画	関連: プラン2 施策12
公共交通ネットワークの整備方針について定めた計画。将来にわたり公共交通を持続可能なものとして確保・維持するため、目指すべき目標と基本方針、公共交通の機能分類と運行水準、利用促進策などをまとめたもの。	
● 第11次一宮市交通安全計画	関連: プラン2 施策13、プラン3 施策17
交通死亡事故をなくすとともに交通事故件数も減少させることを目的とした計画。人命尊重の理念に基づき、交通安全教育や道路交通環境の整備等の施策を推進するもの。	
● 一宮市通学路交通安全プログラム	関連: プラン2 施策13
通学路の安全確保に向けた取組を継続することを目的とした計画。毎年、学校関係者、一宮警察署、道路管理者が連携して学校の通学路の点検を行い、ソフト・ハード両面から通学路の安全対策を図るもの。	
● 一宮市自転車活用推進計画	関連: プラン2 施策13
安全で安心な自転車利用環境の創出を図るとともに、自転車を活用した健康づくりやレジャー等の推進を図るため、自転車活用に向けた取組を定めた計画。	
● 一宮市無電柱化推進計画	関連: プラン2 施策13、プラン3 施策14
甚大な被害の発生が懸念されている南海トラフ地震への対応など、より一層災害に強いまちづくりが求められているとともに、魅力あるまちの形成に向けて、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進するための計画。	
● 一宮市地域防災計画	関連: プラン3 施策14
市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な自然災害等(地震、風水害等、原子力)に対処するための総合的な防災計画。効果的な災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施するため、関係機関が処理すべき事務や業務の計画的な運営を定めたもの。	
● 一宮市業務継続計画(BCP)【地震対策計画】	関連: プラン3 施策14
災害時における応急復旧業務、早期復旧や継続の必要がある通常業務を実施する行政体制を確保するため、事前に「非常時優先業務」の選定や災害時における資源(職員・庁舎・資機材等)の確保・配分などの必要な対策を定めた計画。	
● 一宮市の主要情報システムにおける業務継続計画	関連: プラン3 施策14
災害・事故等の非常時に庁舎・職員等に相当の被害を受けた場合でも、重要業務を可能な限り中断させないよう、主要な情報システムを早期に復旧させ、継続して利用するための計画。	
● 一宮市総合治水計画	関連: プラン3 施策14
行政と市民が市域全体で丸となって、水害に強いまちづくりに取り組んでいくための計画。浸水で大きな被害を受ける可能性が高い重点地区の河川・水路の改修や雨水管・ポンプ場の整備などのハード対策に加え、浸水被害の軽減対策などのソフト対策を組み合わせた総合治水対策の具体的な施策をまとめたもの。	
● 一宮市 ^{きょうりょう} 橋梁保全計画	関連: プラン3 施策14、プラン4 施策23
橋梁の長寿命化を図り、適切に保全するための計画。橋梁のライフサイクルコストの縮減と平準化を図りつつ、安全性と信頼性を確保するもの。	
● 第2期一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略	関連: プラン4 施策19、マネジメント1 施策1・2
人口減少や地域経済の縮小といった課題を克服し、活力あるまちを維持・発展させるための計画。まち・ひと・しごとの好循環を確立するために取り組むべき基本目標と具体的な施策をまとめたもの。	
● 第3次一宮市男女共同参画計画	関連: プラン4 施策21
家庭、学校、地域や職場など、あらゆる分野で性別にとらわれず、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、取り組むべき基本目標と具体的な施策をまとめた計画。	
● 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	関連: プラン4 施策22
将来の農業の展開方向を定め、育成していく経営体制の展望を明らかにした基本構想。効率的・安定的な農業経営の目標や、農地の集積に関する目標、経営改善を図ろうとする農業者への支援について総合的に定めたもの。	

● 一宮市6次産業化・地産地消推進計画【第2期】	関連: プラン4 施策22
地域のさまざまな地産品等を活用して、攻めの地産地消や6次産業化、農商工連携を進める農業者等を応援するとともに、既存の農業経営を安定させることにより、新たな産業創出と安心・安全な地産品の提供を進めるための計画。	
● 一宮市舗装管理計画	関連: プラン4 施策23
道路舗装において、効果的・効率的な維持管理を推進するための計画。路線特性や安全性等による優先順位を付けて修繕し、ライフサイクルコストの縮減と道路の安全性と信頼性を確保するもの。	
● 一宮市学校施設の長寿命化計画	関連: プラン5 施策25
学校施設を総合的観点で捉え、長寿命化できるものは長寿命化し、教育環境の質的改善も考慮しながら、適正な改修・建替え等を行うことで、コストの縮減と平準化を図ることを目的とする計画。	
● 一宮市学校教育推進プラン	関連: プラン5 施策26
知・徳・体の調和がとれ、夢に向かって挑戦する「未来を拓く子ども」を育成するために、教育委員会と学校で取り組む具体的な方法をまとめたプラン。「確かな学力育成プラン」「豊かな心育成プラン」「健やかなからだ育成プラン」「未来に生きる力育成プラン」「信頼される学校づくりプラン」の5つの柱からなる。	
● 一宮市スポーツ振興方針	関連: プラン5 施策27
市民の誰もが新しいスポーツライフを創造でき、それぞれの目的に応じてスポーツにかかわり、健康的で生きがいをもって参加できるスポーツ環境づくりを推進するため、スポーツ振興に関する基本目標や具体的な施策を定めた方針。	
● 一宮市行財政改革大綱(令和3年度～5年度)	関連: マネジメント2 施策3
人員や歳出の削減により人と予算の効率性を高めた上で、質の高い市民サービスの提供を追求するため、個別の取組計画を集中改革プランとして策定したもの。	
● 一宮市公共施設等総合管理計画	関連: マネジメント2 施策4
公共施設にかかる財政負担を軽減・平準化し、最適な配置を実現するため、長期的な視点を持って、施設の更新・統廃合・長寿命化などを実施するための計画。	
● 個別施設計画 施設のあり方計画	関連: マネジメント2 施策4
一宮市公共施設等総合管理計画における個別施設計画として、各公共建築物について現状分析から今後の方針、コスト削減等を検討し、部単位で編集したもの。	
● 一宮市官民データ活用推進計画	関連: マネジメント2 施策5・6
情報化の現状と課題を踏まえ、市政運営における情報通信技術(ICT)の基本的な役割を明確にするとともに、効果的な利活用を促進するための計画。	

▶ 「市民の体感指標」のアンケート調査結果

第7次一宮市総合計画の進み具合を確認する指標のうち、「市民の体感指標」の基準値を把握するため、アンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

(1) 調査方法等

- ・調査対象 一宮市内在住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査時期 令和4年6月10日(金)～7月1日(金)
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出
- ・回収方法 郵送及び電子申請

(2) 回収結果

配布数	有効回収数	回収率
3,000	1,216	40.5%

(3) 集計方法

各質問項目について、各選択肢を選択した人数を集計し、当該選択肢を選択した人の割合(%)を算出しました。
なお、「無回答」は、母数に含めず算出してあります。

＝アンケート調査の標本誤差について＝

アンケート調査を行う場合、全母集団を対象とすることが望ましいですが、実際はその手間や費用を考慮して適切な数を抽出し調査するため、アンケートの回答結果に誤差が生じます。
それを標本誤差といいます。標本誤差は次の計算式によって算出できます。
なお、kは信頼率による定数で、一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合k=1.96となります。
信頼率95%とは、100回同じ調査を行えば、95回はその標本誤差の範囲内に収まるという意味です。

$$(\text{標本誤差}) = k \sqrt{\frac{(M-n)}{(M-1)} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

M: 母集団

n: 有効回答数

k: 信頼率による定数(※)

p: 回答比率

※一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合、k=1.96となる。

例えば、「あなたは携帯端末を持っていますか。」というアンケート調査を、380,000人の市民の方から無作為に3,000人を選んで実施して、n: 有効回答数が1,200人、「はい」と回答した割合が82.0%であった場合、M: 380,000、p: 0.82、k: 1.96を当てはめて計算すると、標本誤差は約2.17%となります。約±2.17%の誤差を生じることとなりますので、その回答は(95%の確率で)79.83%～84.17%(82±2.17%)の範囲内となります。
同じ設問を経年的に調査するときなどは、この標本誤差を踏まえて分析する必要があります。

■ 5つのプラン

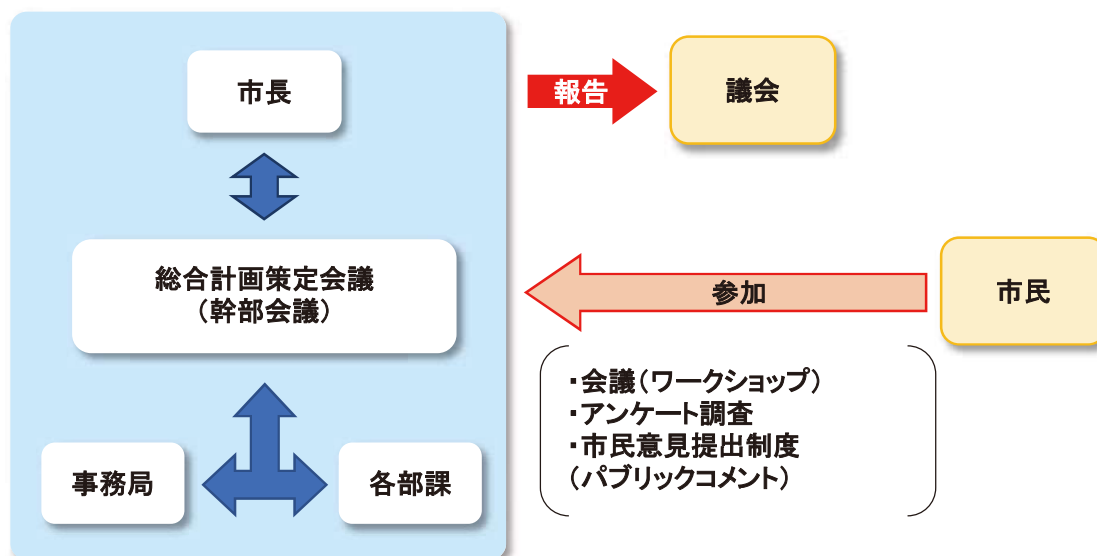
プラン	施策	設問	はい	いいえ	わからない	全体	無回答
1 ：健やかに いきる	1	一宮市内には、生活習慣・運動習慣の改善に取り組んだり、各種健診や予防接種を受ける環境が整っていると思いますか。	58.6% 705人	12.1% 145人	29.3% 353人	100% 1,203人	— 13人
	2	あなたの家庭では、安心して子育てができていますか。 【家庭に中学生以下の子どもがいる人のみ回答】	75.4% 218人	17.3% 50人	7.3% 21人	100% 289人	— 927人
	3	あなたは、市内の病院や診療所で、必要な時に必要な診察や治療を受けることができますか。	90.1% 1,037人	6.6% 76人	3.3% 38人	100% 1,151人	— 65人
	4	一宮市は、高齢者が安心して暮らすことができる福祉サービスが整っていると思いますか。	27.8% 319人	19.1% 219人	53.1% 610人	100% 1,148人	— 68人
	5	一宮市は、障害のある方への福祉サービスが整っていると思いますか。 【障害のある人および身近に障害のある人がいる人のみ回答】	34.0% 85人	31.6% 79人	34.4% 86人	100% 250人	— 966人
2 ：快適に くらす	6	あなたのお住まいの地域では、ごみの適正な分別やリサイクルが行われていると思いますか。	78.1% 940人	11.9% 143人	10.0% 121人	100% 1,204人	— 12人
	7	あなたの周りでは、地球温暖化を防ぐために、省エネに取り組むなど、環境にやさしい生活が意識されていると思いますか。	19.7% 236人	33.4% 401人	46.9% 562人	100% 1,199人	— 17人
	8	あなたは、今までに環境問題を学習したり、テーマにした講座や講演を受講したことがありますか。	19.8% 238人	77.1% 927人	3.1% 37人	100% 1,202人	— 14人
	9	一宮市には、水と緑に親しめる場やイベントがあると思いますか。	38.3% 461人	23.7% 285人	38.0% 458人	100% 1,204人	— 12人
	10	あなたのお住まいの地域は、水や空気、騒音など、生活環境が良いと思いますか。	58.1% 700人	30.4% 366人	11.5% 138人	100% 1,204人	— 12人
	11	一宮市は、住宅の耐震化への支援や空き家対策がなされていると思いますか。	8.7% 105人	36.2% 436人	55.1% 664人	100% 1,205人	— 11人
	12	一宮市内のバスや鉄道などの公共交通網は、充実していると思いますか。	41.7% 504人	45.7% 552人	12.6% 152人	100% 1,208人	— 8人
3 ：安全・ 安心を 高める	13	あなたが普段利用している道路では、歩行者や自転車の方が安心して通行できていると思いますか。	35.5% 428人	55.9% 673人	8.6% 103人	100% 1,204人	— 12人
	14	一宮市は、災害に強いまちづくりができていると思いますか。	22.3% 268人	25.4% 306人	52.3% 629人	100% 1,203人	— 13人
	15	あなたは、地震や風水害等のときに自分の身を守るための備えができていますか。	29.8% 358人	59.1% 711人	11.1% 134人	100% 1,203人	— 13人
	16	一宮市は、火災予防などの啓発が広く行われるとともに、迅速な消火活動や救急活動が果たせていると思いますか。	37.3% 449人	12.1% 146人	50.6% 608人	100% 1,203人	— 13人
	17	あなたは、お住まいの地域や普段の生活で、交通事故の危険を感じることなく生活できていますか。	33.2% 401人	58.3% 704人	8.5% 102人	100% 1,207人	— 9人
	18	あなたは、お住まいの地域や普段の生活で、犯罪への不安を感じることなく生活できていますか。	38.5% 464人	45.9% 552人	15.6% 188人	100% 1,204人	— 12人

プラン	施策	設問	はい	いいえ	わからない	全体	無回答
4 ： 活 力 を 生 み だ す	19	一宮市は、既存産業や次世代産業が育っていると思いますか。	6.1% 74人	47.6% 574人	46.3% 558人	100% 1,206人	— 10人
	20	一宮市では、就職したい人が、相談できる環境やマッチング機会が整備されていると思いますか。	7.5% 90人	28.8% 348人	63.7% 768人	100% 1,206人	— 10人
	21	あなたの周りでは、性別に関係なく活躍の機会が与えられていると思いますか。	24.7% 296人	19.0% 228人	56.3% 674人	100% 1,198人	— 18人
	22	あなたは、市内産の農作物を率先して買いたいと思いますか。	69.2% 829人	16.4% 196人	14.4% 173人	100% 1,198人	— 18人
	23	一宮市は、市内の主要な箇所や近隣の市町とを結ぶ道路が整備されていると思いますか。	66.9% 804人	17.9% 215人	15.2% 183人	100% 1,202人	— 14人
5 ： 未 来 の 人 財 を 育 て る	24	一宮市は、悩み事相談や体験・実習活動の充実など、あなたの周りの子どもたちにとって健全に育つ環境が整っていると思いますか。	26.5% 317人	17.9% 215人	55.6% 667人	100% 1,199人	— 17人
	25	あなたの学校の校舎や屋内運動場は、快適ですか。 ※児童・生徒対象の学校アンケートによるもの	81.8% 5,124人	18.2% 1,142人	0.0% 0人	100% 6,266人	— 0人
	26	一宮市は、今の時代に合った特色のある教育活動が行われていると思いますか。	15.5% 186人	21.1% 252人	63.4% 759人	100% 1,197人	— 19人
	27	一宮市は、スポーツをしたり、観たり、スポーツをする人を支援するなど、スポーツ活動に触れる機会が多くあると思いますか。	28.5% 342人	26.8% 321人	44.7% 537人	100% 1,200人	— 16人
	28	あなたは、一宮市の歴史や文化・芸術に触れる機会があると思いますか。	28.8% 345人	43.1% 517人	28.1% 337人	100% 1,199人	— 17人

■ 2つのマネジメント

マネジ メント	施策	設問	はい	いいえ	わからない	全体	無回答
1 ： 呼 び 込 み を む	1	一宮市は、子育て世帯に住みたいと思われるまちづくりが出来ていると思いますか。	23.2% 277人	27.8% 333人	49.0% 587人	100% 1,197人	— 19人
	2	一宮市は、市外から人が訪れたい魅力のあるまちだと思いますか。	14.6% 175人	52.3% 627人	33.1% 397人	100% 1,199人	— 17人
2 ： 持 続 可 能 で 未 来 に つ な げ る	3	一宮市は、無駄遣いを減らして適切にお金を使っていると思いますか。	10.8% 129人	23.2% 278人	66.0% 792人	100% 1,199人	— 17人
	4	あなたは、一宮市内の公共施設が適切に管理され、利用しやすいと思いますか。	40.0% 481人	20.6% 247人	39.4% 473人	100% 1,201人	— 15人
	5	一宮市は、電子申請や各種ウェブ予約など、インターネットを使ったサービスが充実していると思いますか。	23.7% 284人	17.1% 204人	59.2% 708人	100% 1,196人	— 20人
	6	あなたは、市の広報紙や市のウェブサイトなどから、知りたい情報を知りたいときに得られていますか。	51.0% 611人	22.6% 271人	26.4% 316人	100% 1,198人	— 18人
	7	一宮市では、住みよいまちを実現するために、市民と市が協力して取り組んでいると思いますか。	23.7% 285人	21.7% 261人	54.6% 657人	100% 1,203人	— 13人

▶ 計画策定体制



▶ 計画策定の経過

時 期		市 議 会	(庁内) 策 定 会 議	各 部 課	市 民 参 加	内 容
令和3年度	2月		★			・策定会議の設置、計画の策定方針の決定
				★		・各施策に係る後期基本計画案の作成開始
	3月			★		・市民の体感指標案の照会
			★			・市民の体感指標案の確定
令和4年度	4月			★		・各施策の現状と課題、事業展開の方向性、成果指標、関連する個別計画、用語説明案の照会
	6月				★	・体感指標に関する市民アンケート調査の実施(6月10日～7月1日)
				★		・各プラン、マネジメントにおける前期基本計画での主な取り組みの照会
	8月				★	・総合計画に関する会議(ワークショップ) テーマ「市民としてできること」 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催)
	10月	★	★	★	★	・体感指標に関する市民アンケートの結果報告、公表

時 期		市 議 会	(庁内)		市 民 参 加	内 容
			策 定 会 議	各 部 課		
令和 4 年度	10月		★	★		・後期基本計画(素案)の確認
	11月				★	・市民意見提出制度による意見募集(11月1日～12月1日)
	12月				★	・市民意見提出制度による意見募集の結果を公表
			★			・後期基本計画の決定
	3月	★				・後期基本計画を報告
			★			・後期基本計画を発行

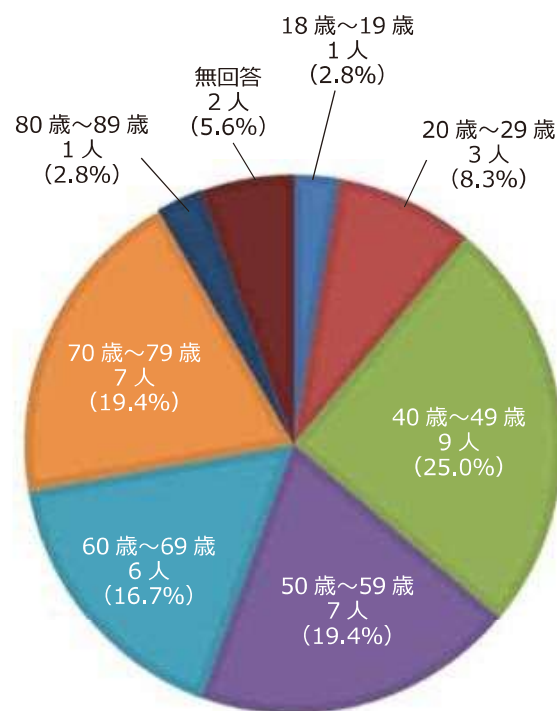
▶市民参加

■総合計画に関する会議（ワークショップ）

市民の方もまちづくりの主体です。第7次一宮市総合計画後期基本計画で市がめざすまちの方向や解決すべき課題に対して、「市民として何ができるのか」について、令和4年8月16日から10月11日にかけて、3回に分けて市民の皆さんから意見をいただきました。

なお、本来は皆さんに集まって話し合っていたが予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、愛知県から「BA.5 対策強化宣言」が発出されたことにより、書面開催としました。

【参加者（36人）の年齢構成比】



■市民意見提出制度（パブリックコメント）

第7次一宮市総合計画後期基本計画の策定にあたり、計画の段階で素案を公表し、市民の皆さんから意見を募集しました。

○公表方法

市広報紙で市民意見提出が行われることをお知らせするとともに、詳しい資料を市ウェブサイトへ掲載、本庁舎・尾西・木曽川庁舎資料コーナーおよび政策課に配置しました。

○募集期間

令和4年11月1日(火)から12月1日(木)まで

○提出方法

Eメール、郵送、ファクス、持参

○募集結果

0件

▶一宮市民憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曽の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、繊維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

1. いのちを大切にし、

だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。

1. ちきゅうを愛し、

自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。

1. のびやかに青少年が育ち、

個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。

1. みどり豊かなふるさとを守り、

活力ある産業のまちをつくります。

1. やさしさと思いやりに満ち、

夢と希望があふれるまちをつくります。

[平成 19 年 3 月 28 日制定]

市の花「キキョウ」



秋の七草のひとつに数えられるキキョウは、育てやすく清楚な花として、古くから親しまれてきました。

市の木「ハナミズキ」



明治中期に渡来した北米原産のハナミズキは、4月から5月にかけて開花します。花の色は、白からピンク、赤に近いものまで、さまざまあります。

[平成 18 年 7 月 25 日制定]

▶一宮市自治基本条例

平成 22 年 6 月 29 日

条例第 22 号

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曽川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、一宮市(以下「市」といいます。)におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

(この条例の位置付け)

第 2 条 この条例は、市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。
- (4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。
- (5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。
- (6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの(地域活動団体を除きます。)をいいます。

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則(まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)
- (2) 参加の原則(市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。)
- (3) 協働の原則(協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。)
- (4) 有効性の原則(有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。)

第2章 市民主体のまちづくり

(市民の権利)

第5条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

(市民の役割)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

(情報共有)

第7条 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

(市民の参加の機会の保障)

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どものころから自らのまちに愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

(総合計画)

第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。

3 市長は、総合計画の推進及びその進捗管理に当たっては、各事業の有効性に留意します。

(市政に関する意見等の取扱い)

第11条 執行機関は、市政に関する意見、要望及び苦情(以下「意見等」といいます。)を公正かつ迅速に処理します。この場合においては、事実関係の的確な把握に努めるとともに、利害の対立する事案については、中立的な立場で処理しなければなりません。

2 執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。

2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

(地域活動団体)

第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない

存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

- 2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。
- 3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。
- 4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

(非営利活動団体)

第 15 条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

- 2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。
- 3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

(地域活動団体等への支援)

第 16 条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

(地域におけるまちづくり)

第 17 条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区(地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。)単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

第 3 章 市民のための議会

(議会の役割及び責務)

第 18 条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。

- 2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。
- 3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

第 4 章 市民のための行政

(市長の役割及び責務)

第 19 条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

(執行機関の役割及び責務)

第 20 条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

(職員の役割及び責務)

第 21 条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。

3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

(財政運営)

第 22 条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

(国等との連携)

第 23 条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

第 5 章 実効性の確保

(この条例の遵守等)

第 24 条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

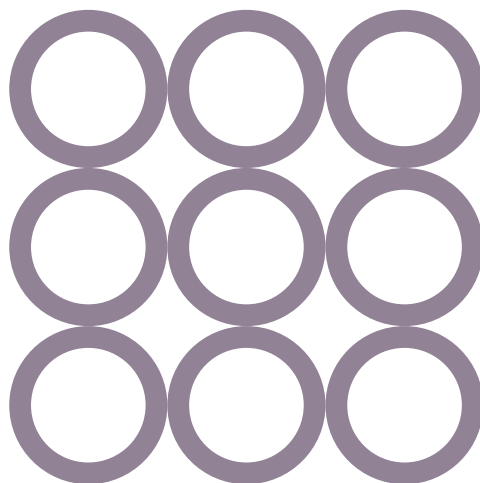
(この条例の見直し)

第 25 条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

付 則

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行します。

2 議会及び執行機関は、この条例の施行の際、現に存する条例、規則その他のまちづくりに関する諸制度について、第 2 条に定めるこの条例の位置付けに鑑み、必要な検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとします。



第7次一宮市総合計画 後期基本計画

令和5年3月

発行 / 一宮市

編集 / 総合政策部政策課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL:0586-28-8952

FAX:0586-73-9128